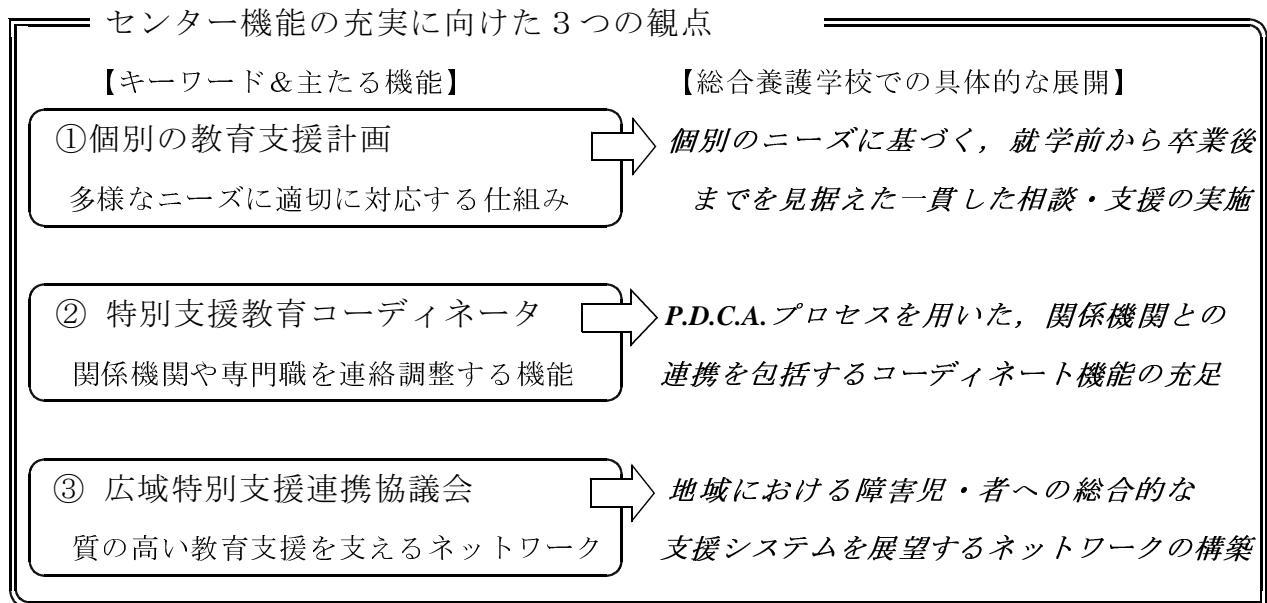


# 1 はじめに ～センター機能の充実をめざす支援部の取組～

総合養護学校にとって、これまでの実践の蓄積や専門性を活かしたセンター機能の充実が緊急の課題である。本校では、次の3つの観点からセンター機能の充実をめざしている。

- (i) 「個別の教育支援計画」を核とした、障害ある子供への就学前から学校卒業後までを見据えた一貫した相談・支援の実施。
- (ii) 支援プログラムを策定、実施、検証する過程（P. D. C. A. プロセス）における、関係機関との連携を包括できるコーディネータ機能の充足。
- (iii) 地域の障害児者への総合的な支援システムを展望するネットワークの構築。



これらの観点は、今後の特別支援教育のあり方を考えていく上で提案されている、①「個別の教育支援計画」、②「特別支援教育コーディネータ」、③「広域特別支援連携協議会」という3つのキーワードを念頭に、京都市の総合養護学校がこれまでに蓄積してきた実践・研究を踏まえつつ、センター機能を具体的に展開していく方策として設定したものである。

また、もう一つのキーワードである普通学級に在籍するLD等児童生徒への支援に関しては、本校に設置された「学校サポートチーム」による相談支援を今年度から実施している。

## 2 校内への支援と、地域支援を担うセンター機能の一体的な運用

### (1) 「個別の教育支援計画」を核とする一貫した相談・支援の実施

本校の支援部は、各スタッフがそれぞれの教育実践の蓄積と専門性を活かした担当分野を受け持ち、「個別の指導計画（京都市版）」に基づく校内への支援をきめ細かく実施している。同時に、支援部は「総合育成支援教育相談センター『愛称'育（はぐくみ）支援センター』」の機能を担っており、各スタッフの校内への支援実践を地域支援を担う「センター機能」の充実へと直結させている。

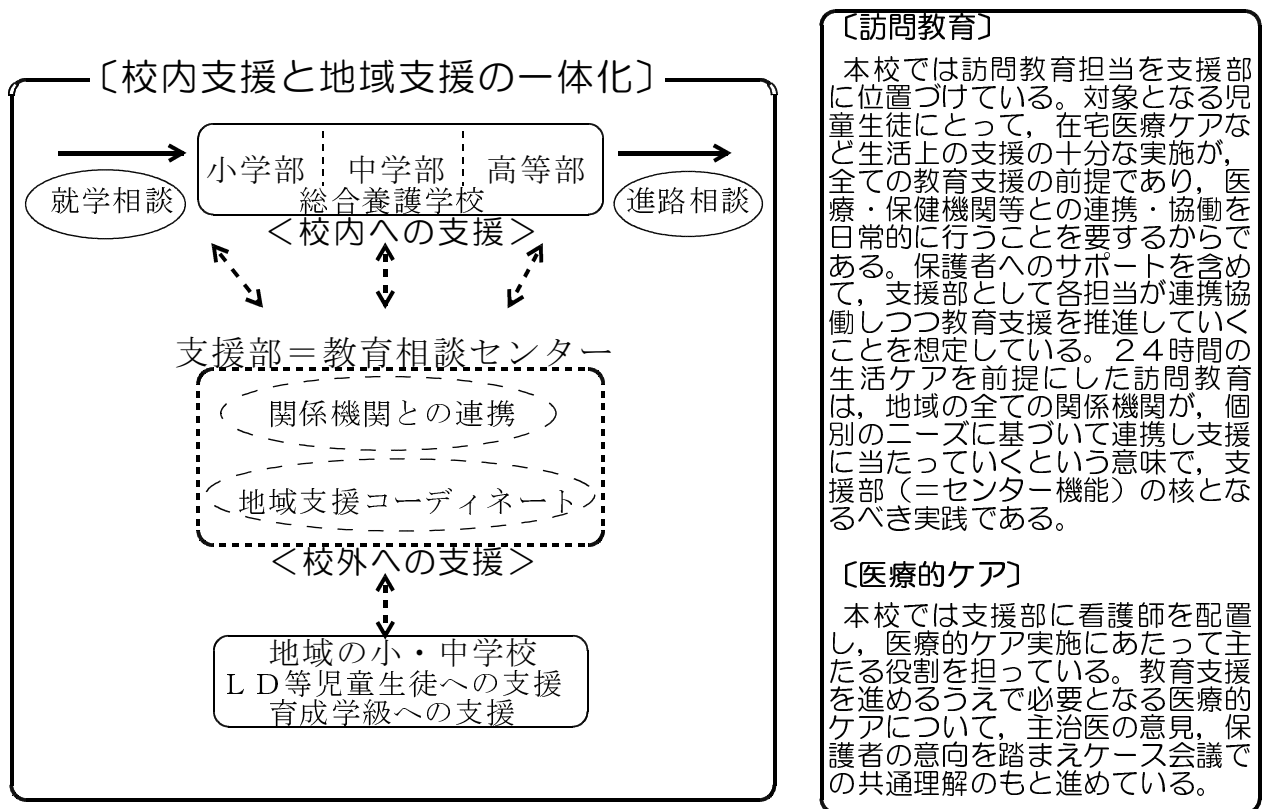
#### 【西総合養護学校 支援部各担当】 人数は平成16年度の専任教員数

各担当	校内への支援	地域との連携
◎生活・就労支援担当 6名	・教育相談 ・社会参加支援 (実習支援, 居住地校交流 他) ・アセスメント(発達検査)	障害者地域生活支援センター 児童相談所 更生相談所 ハローワーク 実習先企業 福祉事務所 こども相談センター
◎研究・研修担当 1名	・実践に活かす研修の企画 ・コーディネータ研修	大学等研究機関との連携 大学院生等研究者との共同研究
◎自立活動支援担当 1名 +看護師2名	・摂食, 言語, 動作に関する 専門性の発信とSV機能 ・医療的ケアの実施と支援	リハビリテーションセンター OT, PT, ST等, 専門職との連携 医療機関・主治医との連絡連携
◎移行支援担当 1名	・進路ガイダンス, 進路相談 ・実習に関する職場等開拓	ハローワーク 更正相談所 企業・事業所団体等との連携
◎訪問教育担当 1名	・「個別の教育支援計画」に 基づく訪問教育の実施	医療機関・主治医との連絡連携 在宅ケアプランによる機関連携
◎地域支援担当 (上記各担当との兼任3名)	・LD等児童生徒に関する 地域の小中学校への支援	地域の小中学校との連絡連携 専門家等との連携した支援の実施
◎情報発信担当 (高等部との兼任1名)	・支援に関する情報発信 ・地域からの情報の収集	地域支援ネットワークとの連携 情報ネットワークの形成

例えば、摂食や言語・聴覚、身体の動きなどに関する自立活動支援の担当スタッフは、校内の児童生徒への相談支援を実施するとともに、本校のセンター機能の一つである地域の小中学校にある肢体育成学級の児童生徒へのアドバイザーの役割を担って

いる。

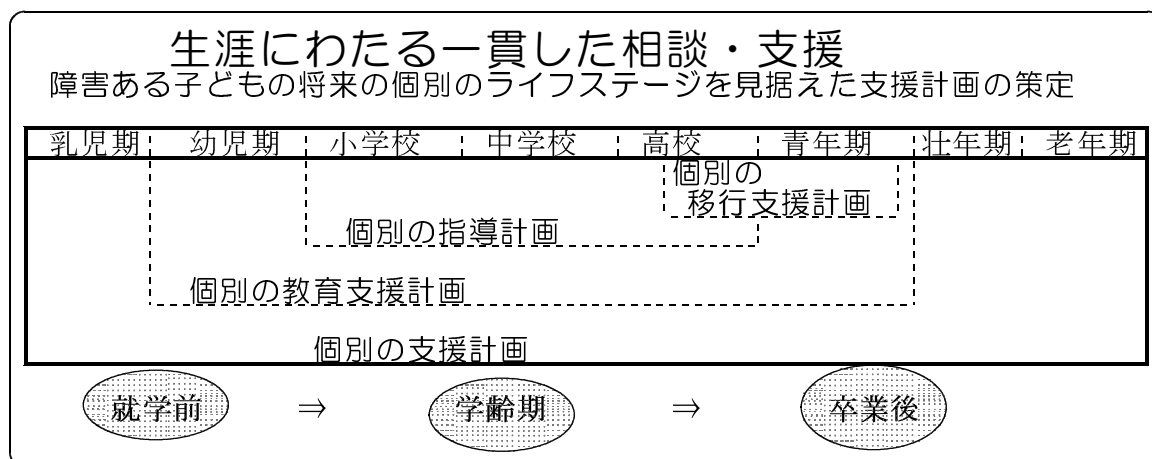
同じように、研究研修担当が校内で担う自閉症の特性に即した「個別の指導計画（京都市版）」作成に関わる相談支援の実践は、そのままLD等児童生徒へのサポートに関する地域の小中学校への支援へと結びつけられるし、移行支援担当が担う就労等に関する関係機関とのつながりは、地域の高等学校に通学しながら就労をめざしている高機能自閉症の生徒への相談支援の実施へと関連づけている。



一体化した相談支援を推進していくために、支援部各担当間の連携協働を図っている。例えば、肢体不自由と情緒障害を重複した生徒の移行支援に関するケースでは、①自立活動支援担当がOT（作業療法士）から専門職としての所見を得られるようケース会議をコーディネート<策定＝ plan >、②次に移行支援担当が更生相談所やハローワークの担当者と連携し実習をプランニング<実施＝ do >、③実習後のケース会議に際して研究研修担当が大学研究者や臨床心理士からのスーパーバイズを設定する<検証＝ check >、④検証を基に取組を修正しながら実践を進める<再実施＝ action >といった具合に効果的かつ機動的な支援を校内に向けて機関連携を深めつつ実行している。（P. D. C. A. プロセスの活用）。

このように、支援部としての校内への支援を充実させていくことで、イコール地域

支援に関する力量アップに直結していくという組織運営を推進している。



就学前から小中高各学部，さらに学校卒業後へと，生涯にわたる一貫した相談支援を，まず総合養護学校に在籍する児童生徒に適切に実施していくことで，その実践の蓄積がセンター機能の基盤となるという考え方である。校内への支援と地域への支援，その両者は決して，二律背反のものではなく，校内への支援の充実がすなわち地域への支援に関する力量の向上であり，逆にいえば，地域への支援を通じた関係機関等とのつながりが校内の子供への支援へと活用していける，というように＜校内支援＞と＜地域支援＞が相互補完の関係になることをめざしているのである。

## （２）機関連携におけるコーディネート機能の充足

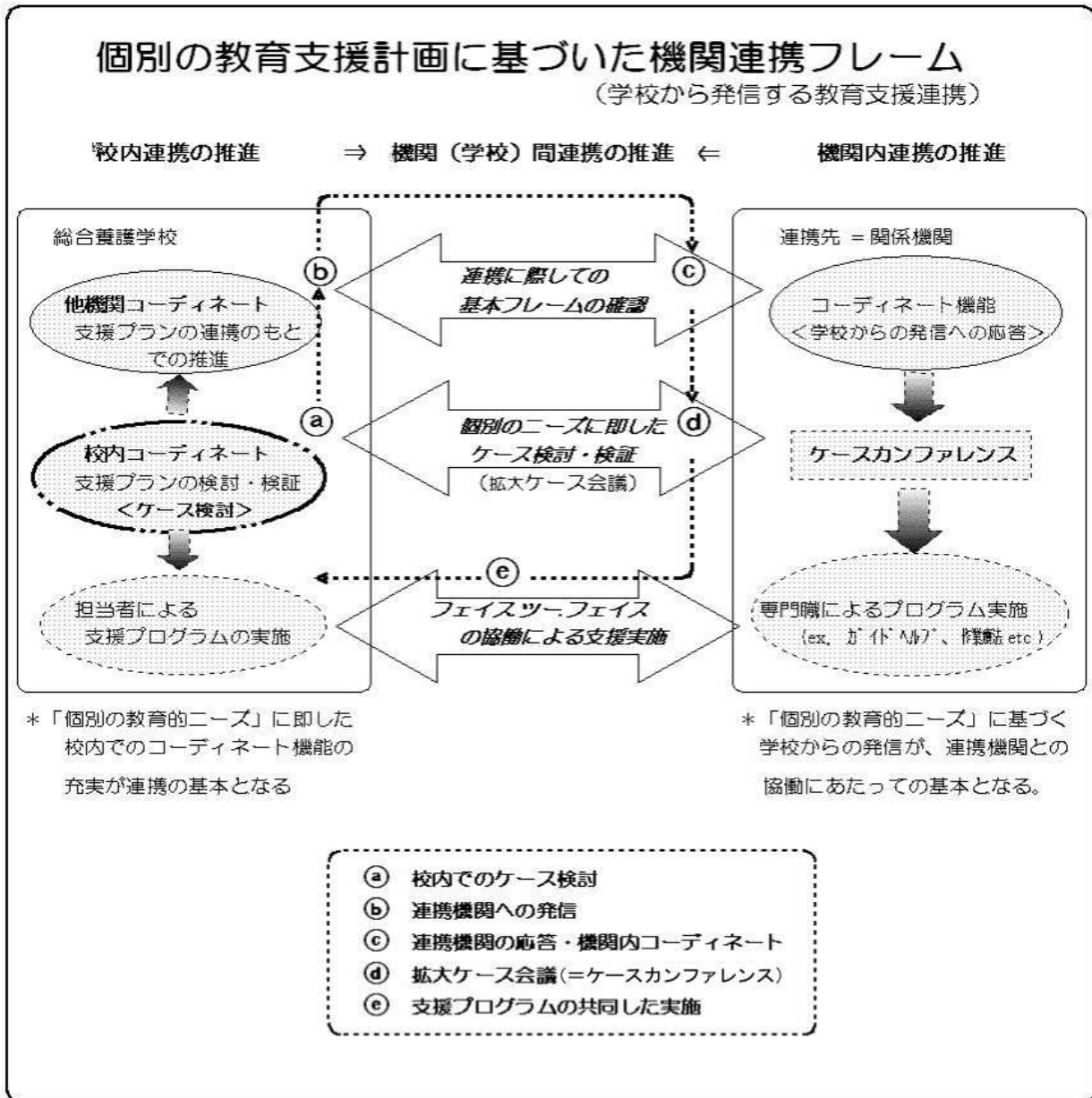
障害ある子供の就学前から学校卒業後までを見据えた，一貫した相談支援を実施するためには，関係機関連携のもとでの教育支援の実施が必要となるケースが少なくない。多様なニーズへの適切な対応を図るためには，学校だけで抱え込むのではなく関係機関や専門職などの地域の様々なリソースとの連携協働が不可欠である。

連携を進める上でそのベースとなるのが「個別の教育支援計画」である。それに基づき，取り上げているケースについて，「いつ」，「どこで」，「どの機関と」，「どの目標」に関して連携の必要があるのかについて，詳細にケース検討を進めることが前提である。その上で，関係機関，専門職との連携を折り込んだ「個別の教育支援計画」の策定と支援の実施を進める必要がある。

### ア 校内のコーディネート

連携を進めていくためには，まず校内での支援プログラム策定，実施，検証につい

てシステム化された取組がなされる必要がある。校内でのコーディネートがしっかりと機能していることが関係機関連携を推進していく上での出発点であり，その段階で適切な対応がなされていることが，他機関との連携のためのケース検討や支援プログラムの策定，検証へと直結していく。（下図では，①の段階）



## イ 他機関とのコーディネート

子供の支援にとって，他機関との連携が必要となるケースでは，機関間のコーディネートをスムーズに進め効果的な支援の実践をすることが求められる。校内で共通理解をした支援への目標設定や具体的なプログラムを，学校から発信し，医療・保健，

福祉，労働などの各分野の機関との連携を調整していく。その際，連携先との窓口は支援部スタッフが担うこととなり，相手先機関のコーディネータ（担当者）をカウンターパートナーとして，調整を進めていく。ニーズに応じた「拡大ケース会議」（学校，関係機関，必要に応じて保護者が参加）の場で支援プログラムの確認がなされる。

（前ページ図では，㉑㉒㉓の段階）

## ウ 担当者間による協働した支援の実施

機関間のコーディネートが適切になされた上で，具体的な支援プログラムが，個別の教育的ニーズごとに協働して行われることになる。担当者レベルでの協働した取組をスムーズに実施することで，支援プログラムが目指す目標をより効果的に達成することが可能となる。（図では，㉔の段階）

### （３）教育的観点からの機関連携の推進

～地域における相談支援のネットワーク構築をめざして～

養護学校のセンター機能は，総合的な障害児者の地域支援システム構築へと結びついていく必要がある。校内での確かな実践の積み重ねを基礎にして，地域のネットワークづくりに関する学校からの確かな発信が求められている。校内での児童生徒への支援プログラムは，決して学校の中で完結するものではなく，育まれた意欲やスキルは地域の生活の中でこそ発揮される必要がある。また，学校が培ってきた保護者との連携や協力といった働きについて，ネットワークづくりの中へと活かしていく必要がある。本人・保護者の願いが地域の支援システムの中に反映されていくように，総合養護学校が果たすべき役割は大きなものがある。

### 【関係機関と連携した支援プログラムの実践例】

#### （i）. 就学前施設等からの小学部就学にあたっての連携

就学前施設等（知的障害児通園施設，保育所，幼稚園）からの就学に際して，生育状況や家庭環境・子育てに関するニーズ等の把握，療育の場で実行されてきた支援プログラムに関する情報の受け継ぎなどについて，保護者や施設等の指導者との連携を深め，障害ある子どもの就学時のライフステージ移行に関する相談・支援として実施している。

ニーズに応じて，福祉事務所，児童相談所，保健医療機関等の関係機関（関係者）の参加を要請することがある。

## (ii). 教育活動に取り組む上での、関係機関との連携

小1から高3までの在学している児童生徒の教育支援に関する連携を、多様なニーズに応じて展開している。

### <家庭支援や保護者サポートが必要なケースにおける連携>

教育支援を実施していく前提として、家庭へのトータルな福祉サービスが不可欠となるケースでは、福祉事務所との連携を中心に、生活保護・健康保険・母子家庭支援施策等の家庭への生活支援と一体化した相談・支援を実施している。また保護者へのカウンセリング対応が求められる場合は、合わせて各相談機関との連携を実施している。

児童生徒が施設（知的障害児施設、養護施設）に入所している場合は、生活支援と教育支援の一体的な実施、さらに学校卒業後の生活プランを見据えた一貫した支援を実施するために、児童相談所との連携を核に、施設や更生相談所、障害者地域生活支援センターなどサポートに関わる各関係機関とのケースカンファレンスを定期的に行い連携した相談支援に取り組んでいる。

### <自立活動や医療的ケアに関する連携>

教育活動に取り組む上で、運動機能に関する支援プログラムの設定や福祉機器（座位保持装置やAAC機器など）の設置・利用等に関して、ST・OT・PT・POなど医療保健機関の専門職とのケース会議を連携し実施している。また心理的な側面への配慮・支援が必要なケースについては精神保健ケアに関わる保健師との連携、医療的ケアが必要なケースについては主治医や病院ケースワーカーなどとの連携を行っている。

### <社会参加、地域生活に関する各機関と連携>

社会参加に関して、ホームヘルプサービスやショートステイサービスなどの居宅支援事業所等との連携した支援を実施していくために、保護者・本人への相談支援を児童相談所や福祉事務所等の機関と連携して取り組んでいる。福祉サービス利用に当たっての支援のあり方について、ガイドヘルパー等への個別のニーズに即した情報伝達を適宜、実施している。

また地域生活に関する安全保持・防犯の観点や、司法・福祉分野からの支援を要するケースに対応するため、司法・福祉機関や交通安全・防犯等の関係機関と連携し専門的な助言を得ている。

## (iii). 卒業後の社会参加・就労に向けての関係機関との連携

福祉事務所や知的障害者更生相談所、職業相談室等の関係機関との連携の下、卒業後のライフステージへの移行に向けた支援プログラムを早期に策定し、保護者との共通理解のもと、プレースメントサービスはもとより、就労や社会生活に関するスキルアップ、意欲主体性を支える自己信頼感の育成等の個別のニーズに焦点を当てた移行支援を実施している。

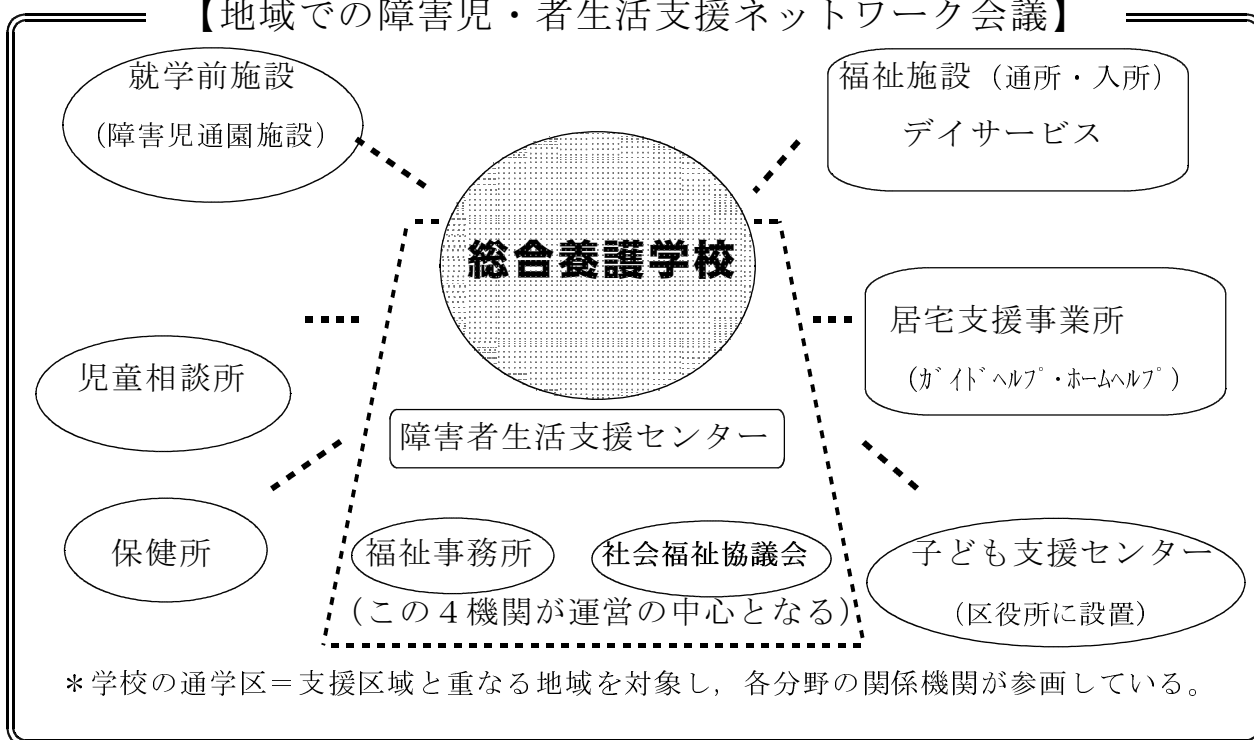
知的障害と精神障害を重複しているケースなど、現行の施策等で対応できないニーズが生じた際には、校内で策定実施した支援プログラムに基づき、新たなリソースづくりに向けた発信を各機関と連携し行っている。具体的には精神科デイケアと知的障害者施設の一体化した利用のコーディネートなどである。

特別支援教育や障害者保健福祉施策の新たな動向の中で、教育、福祉、医療・保健、労働などの各分野の関係機関との連携、そして地域ネットワークづくりということが強調されてきている。その際、留意すべきことは障害ある子供のニーズに即した「個別の支援計画」実施のためのネットワークづくりとなるように、保護者の意向を反映

することや、将来のライフプランを見据えた長期目標を明確にしていくために、総合養護学校のこれまでの教育実践の蓄積に基づく〈学校からの発信〉を積極的に行っていくということである。生涯にわたる「個別の支援計画」に基づく支援プログラムの円滑な実施のためのプラットフォームとしてのネットワーク構築である。

本校は、今年度スタートした地域のネットワーク会議において「障害者生活支援センター」、「福祉事務所」、「社会福祉協議会」とともにその運営の中核を担っている。この会議には、就学前施設、ガイドヘルプ等の居宅支援事業所、保健所や子供支援センター等が参画し、支援プログラムを実施する上での連携協働に止まらず、障害児への子育てをめぐる保護者へのサポートやカウンセリングプログラム等との幅広い連携の実施を含め、よりスムーズな相談支援が地域全体で達成されていくことを目指している。

### 【地域での障害児・者生活支援ネットワーク会議】



### ・〔大学等研究機関とのコラボレート〕

本校では、大学教授等のスーパーバイズのもとでのコーディネーター研修の実施や、大学院生との共同研究など、大学等の研究機関との連携を推進している。

その中で、専門家等による講演や研修会を、センター機能の一つに位置づけ、地域の小・中学校や関係機関に公開する研修事業を開催してきた。今後は、ボランティア・ヘルパー養成に関する公開講座や、LD等の児童生徒への支援のあり方に関する小中学校の教員への研修、共同研究の実施などを企画している。

これらの取組を展開しながら、質の高い支援が可能な地域におけるネットワーク構築を展望している。

機関連携で支援プログラムを実施した実践事例（その1）

	児童生徒の様子	ケース検討 支援プラン	機関連携における 教育支援の観点
ケース a.	<p>嚙下について適切な手立 て・支援がないと、誤嚥 する可能性が高い。給食 時に、摂食機能の向上を 目標とする指導を、安全 面への配慮のもと、進め る必要がある。</p> <p>【小学部】</p>	<p>ケース検討 支援プラン</p> <p>STが来校。給食時の摂 食の様子を教員と共に観 察し、適切な手立てのあ り方をケース会議で検討 した。嚙下機能の向上と、 友達と共に食事を楽しむ といったQOLの観点を 含めた目標設定を行った。</p>	<p>機関連携における 教育支援の観点</p> <p>・地域リハビリテーション支援事業を活用し、専門職と連携したケース</p> <p>地域リハ事業を利用する ことで、ST（言語聴覚 士）と連携した摂食指導 の支援プランの策定を進 めた。ねらいが明確化さ れたことで、保護者との 共通理解を深めることが できた。</p>
ケース b.	<p>後天的な事情により、行 動や認知について高次脳 機能障害の特性がある。 長期記憶が困難ながら、 手続き記憶は回復しつつ ある。</p> <p>【高等部】</p>	<p>高次脳機能障害支援モデ ル事業を実施する医療機 関（作業療法士、臨床心 理士）から、行動や認知 の特性についての助言を 受け、支援プログラム策 定を進めた。</p>	<p>高次脳機能障害支援モデル事業を活用し、専門職と連携したケース</p> <p>運動機能向上のみに限定 するのではなく、生活す ることや働くことへの意 欲を育むことなどQOL を重視した長期目標の設 定を進めることができた。</p>
ケース c.	<p>家庭へのサポートが常に 必要な状況。朝の送り出 しが困難、朝起きれずに 欠席が常態化しつつあ る。</p> <p>【高等部】</p>	<p>卒業後の地域での生活も 見据え、ガイドヘルパー 利用を福祉事務所と調整。 バス利用や買い物の際の 支援のあり方について、 ヘルパーとのケース検討 を進める。</p>	<p>・居宅支援事業を活用し、ガイドヘルパーと連携したケース</p> <p>地域での生活に関する支 援プログラムを設定し実 施することで本人の達成 感や意欲を育めた。保護 者に対しては、卒後のラ イフプランを考えるきっ かけとなった。</p>

機関連携で支援プログラムを実施した実践事例（その2）

	児童生徒の様子	ケース検討 支援プラン	機関連携における 教育支援の観点
ケース d.	<p>本人の入院や、通院時に保護者だけでは看護が難しい。入院時の看護や術後の通院について家庭支援が必要となる。</p> <p>【中学部】</p>	<p>病院ケースワーカー、福祉社ケースワーカーと学校が連携し、入院日程の調整、看護の際の支援のあり方、家庭支援の推進（ヘルパー利用）等を含めて、教育的支援のニーズに即してケース検討を複数回、実施した。</p>	<p>機関連携したことで、治療が順調に進み学校生活での制限がなくなった。ガイドヘルパーの支援のもとで通院する、余暇活動に参加する等、QOLに焦点を置いた支援プログラムを設定、実施することができた。</p>
ケース e.	<p>精神保健ケアが必要なケースで、卒後のライフプランを考える時、適切な支援のもとで生活リズムの安定を図る必要がある。</p> <p>【高等部】</p>	<p>福祉事務所ケースワーカーとの連携を中心に、保健所や主治医等とのケース検討を定期的実施し、長期的な見通しの中での支援プランを策定していた。</p>	<p>適切な支援のあり方について関係機関とのケース会議で学校での活動を踏まえた提案ができた。卒後のライフプランについて、在学中の早い段階からの検討を進めていった。</p>
ケース f.	<p>障害児通園施設から小学部への就学に際し、環境の変化にともなう不安感から行動の躓きが予測される。</p> <p>【小学部】</p>	<p>施設の指導者や保護者と、適切な支援のあり方や小学部の生活への願い等についての相談を深め、手立てや環境設定に関する検討を進めた。</p>	<p>新しい学校生活の場へと、スムーズな移行ができた。就学前施設等で実施していたプログラムについて、目標に即しつつ継続することができた。</p>

### 3 LD等児童生徒への地域支援の取組

京都市では、地域制の総合養護学校4校の支援部（総合育成支援教育相談センター）に、LD等児童生徒への支援を実施する「学校サポートチーム」が教育委員会により設置されている。各校は、京都市内を4ブロックに配置したそれぞれの通学区を支援対象にし、LD等の児童生徒への地域支援を実施している。

#### （1）学校サポートチームの設置

本校では、LD等児童生徒の支援を担う「学校サポートチーム」が、地域への相談支援の窓口である「総合育成支援教育相談センター『愛称'育（はぐくみ）支援センター』」の中に置かれていることを最大限に活用した相談支援を実施していくことをめざしている。

「学校サポートチーム」には、医師・大学教員・臨床心理士などの専門家が参加し、本校支援部教員である地域支援コーディネータがその運営の中心となり、本校通学区内の普通学級に在籍するLD等児童生徒へのサポートを、各小中学校との連携のもと進めている。

相談支援の手順は、小・中学校の校内委員会等での検討を踏まえて各校のLD等教育支援主任を通しての相談支援の依頼から始まる。依頼を受けたケースについて、その児童生徒の授業や学校生活での躓き、行動の様子などをLD等主任を通してきめ細かく観察、分析していく。それらのデータに基づき、毎月開かれる「学校サポートチーム会議」でのケース検討を進めていく。ケースによっては支援部教員が小中学校への巡回相談を実施している。会議では専門家を交えて、具体的な支援や手立てのあり方についての所見をまとめ、各学校に報告するという手順で一連の相談支援を実施している。

LD等児童生徒への支援は、直接本人への指導や支援をするのではなく、あくまでも在学する小中学校に対する支援を基本とする。各校の校内支援体制の充実、特に個別のニーズに応じた支援プログラムの策定、実施に関わるコーディネート機能の充実

【学校サポートチーム への依頼 件数内訳】	
総計18名 H16. 2学期末現在	
小学校10校 児童16名	
-----	
1年-5名	
2年-2名	
3年-2名 <低学年9名>	
4年-2名	
5年-2名	
6年-3名 <高学年7名>	
-----	
中学校2校 生徒2名	
-----	
中1 -1名	
中2 -1名	

に主眼を置き、各校が自立して相談支援を実行できることをねらいとしている。

その上で、保護者・本人への直接的な支援の必要なケースについては、本校の「育（はぐくみ）支援センター」の相談支援の機能と連動した取組を合わせて実施している。

具体的には、子育てへの自信を持ってない保護者をサポートするために、地域のカウンセリング機関や児童相談所と連携し、児童生徒への教育支援と家庭支援を連動して実施したケース、自己評価が極めて低くなっている中学生が就労への意欲を育んでいけるように、就労支援機関と連携して将来のライフプランニングを含めた支援を実施していったケースなどがある。

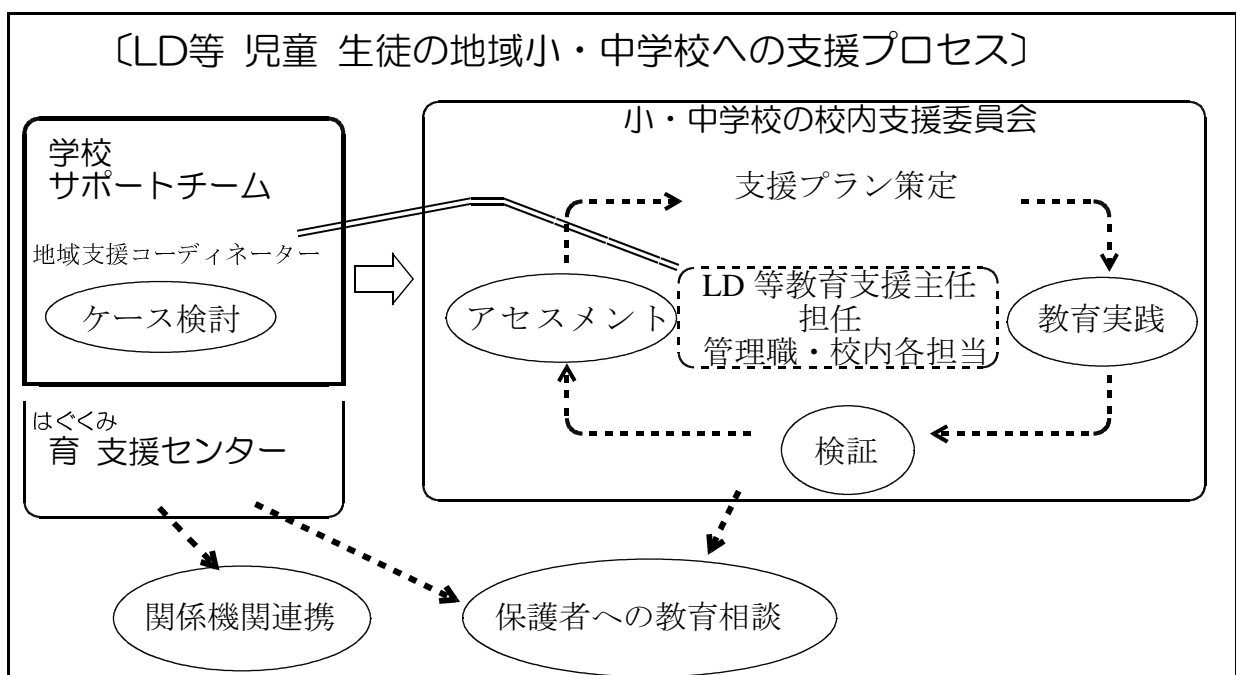
はぐくみ  
育 支援センター  
相談・支援業務の主な内容

- ★総合育成支援教育に関する相談・支援
- ★子育てに関する保護者への相談・支援
- ★LD等の児童・生徒への地域への支援
- ★研究・研修に関する支援
- ★福祉サービス・福祉機器利用に関する相談
- ★関係諸機関とのネットワーク構築

## （２）アセスメントから支援プラン作成へ

重要なのは、総合養護学校が地域の小・中学校のLD等児童生徒を直接に指導・支援するのではなく、小中学校の相談支援の機能が充実していくための地域支援を実施していくということである。

京都市では小中学校に、LD等特別支援主任がコーディネートする校内支援委員会が設置され、管理職、担任、各担当者が参画して、児童生徒のニーズに応じた手立て



や環境設定について個別の支援プランを検討していくという手順が実施されている。

「学校サポートチーム」は、これらの各校での支援プランの策定、実践、検証といった校内での取組に対しての総合的な助言、支援を担っている。

具体的には、授業や学校生活での躓きについて理解や行動の特性を踏まえて分析し、個別の実態に応じた手立てや環境設定に関する具体的な支援プランを小中学校と連携協働しながら作成している。その際、総合養護学校が培ってきた「個別の教育支援計画」に基づき支援プランを策定、実施、検証するという手順（P. D. C. Aプロセス）を、LD等児童生徒への支援に活用している。

今年度、本校では試行的に「支援プラン資料」という書式を用いながら支援プラン策定を小中学校との連携の中で進めていった。

### （３）支援システムの充実に向けて

LD等児童生徒の多様なニーズに対応した適切な相談支援を実施していくためには、学校だけで抱え込まず地域にある各分野の関係機関と連携した取組が必要となる。総合養護学校に「学校サポートチーム」を設置している大きな意味は、LD等児童生徒の将来にわたる支援プランを、地域の連携の中で展望していくことにある。平成17年度からは、発達障害者支援施策がスタートする。その中では、発達障害児・者（LD等の児相生徒が該当する）への「個別の支援計画」の策定や、トータルな支援を行う「自閉症・発達障害支援センター」の設置などに向けた体制整備が想定されている。特に、学齢期以降の就労をめぐる相談支援については、個別のニーズへの早急な対応が求められている。LD等の発達障害児・者への一貫した相談支援の実施に向けて、総合養護学校が担うべき役割は大きなものがある。「学校サポートチーム」の実践を、総合的な支援システム構築に結びつけていくことが今後の課題である。

#### 〔発達障害に対する支援の概要〕

平成17年度よりスタート

・発達障害者の、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する、一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置、障害保健福祉園域において、「個別の支援計画」の作成等、支援の体制整備をモデル的に実施するとともに、自閉症・発達障害支援センターの拡充など発達障害者の支援の充実を図る。（厚生労働省、広報資料より抜粋）

〔LD等児童生徒への支援依頼 事例〕

児童生徒の様子	支援プラン
<p>〔小1 男子〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達とのコミュニケーションが苦手。思い通りにならないと、トラブル起こす。</li> <li>・周囲からの刺激に弱く、集中しづらい。</li> <li>・動作ぎこちない。計算は早い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刺激を受けると落ち着かないので教室等での環境設定に配慮をする。</li> <li>・掃除当番で取り組みやすい役割を担うなど、日課的な取り組みを通して、自己評価と他の児童からの評価を高めていく。</li> </ul>
<p>〔小3 男子〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れない行事等で泣きだす、落ち着かない。友だちと過ごすことへの不安感が大きい。</li> <li>・計算は得意、パソコンの操作ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不安感を段階的に減らしていけるように、段階的な支援プログラムを設定。</li> <li>・達成感を得ることで、行動への自信につなげていく。</li> </ul>
<p>〔小4 男子〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達とコミュニケーションの行き違いからトラブルがしばしば起こる。</li> <li>・説明されたことの理解が困難。学習への意欲が減退。自己評価が低く、「どうせできない」と投げやりな言動が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達との関わり方について、設定遊びや、ロールプレイなど、具体的な体験を通してソーシャルスキルを学んでいく。</li> <li>・何を優先目標にするのかについて、保護者との共通理解を進めていく。</li> </ul>
<p>〔小6 男子〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算数や作文での躓きが大きく、全般的に学習への意欲に欠けるが、担任の配慮で楽しく学校生活は送っている。</li> <li>・一人で静かに過ごすことが多い。</li> <li>・動作ぎこちない、運動が苦手。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校から中学校に進学することについて、本人、保護者ともに大きな不安を感じている。不適応など2次的な問題が生じないように、手立てのあり方について、中学校に適切に伝える必要がある。</li> </ul>
<p>〔中1 男子〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動ぎこちない。学習は全般的について行けず、意欲が低く、他者評価をかなり気にしている。</li> <li>・自己評価を高める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・得意なことや興味のあることをきっかけに、将来への希望が持てるような指導を進め、中学校卒業後の生活についての目当てを持たせていく必要がある。</li> </ul>

## 〔小・中学校との連携のもと作成する『支援プラン（資料）』〕

### 【基本的な配慮事項】

\* 知的な遅れはないが、行動や理解についてLD（学習障害）や広汎性発達障害の特性が見られるので、その特性に配慮した指導・支援が必要となる。

### 【家庭・家族の状況】

- \* 母親は「ほめて育てる」ことを心がけている。障害の特性を理解し、主治医等のアドバイスのもと、育児に取り組んでいる。
- \* 地域の行事などに積極的に参加。普通学級での学びを希望している。
- \* 保護者の願いとして、ソーシャルスキルに関する目標を優先することを望んでいる。

### <気になる行動>

算数や国語の時間、授業中にすべきことが分からずに立ち歩いたり床に座り込む。教室から飛び出すことがある。

### <状況の整理>

立ち歩く、飛び出すなどの行動は、一斉の説明などでは具体的に何をしたらいいのかが理解できず学習に興味をもてずにいること、又は視覚や聴覚から気になる刺激を受けることで、じっとしていられなくなっていることが推測される。

### <仮説の設定>

走る、飛び出すなどの行動の直後に指導者から注意を受けているが、これが「先生とのかかわり」という結果をもたらし、この行動を維持させていることが考えられる。「すべきことが分からなくて、興味もてない」、「視覚や聴覚からの刺激を受ける」という直前の状況に対しては、興味のあることを通しての分かりやすい課題の提示や、刺激を受けにくい環境設定が有効である。

### <指導の方向性>

- ① 指示される内容が分かりやすくなるよう、具体的な内容での言葉かけ、視覚に訴える指示の提示（文字カード等の活用、課題が枠組みされているプリントの作成）などで、すべきことを行動や理解の特性に応じて枠組みを限定して伝えていく。
- ② 視覚や聴覚の刺激を受けやすいので、号令やプリント配布など、日課として定型化できる内容を課題に取り入れてみる。
- ③ 立ち歩き、飛び出しなどの行動で、指導者の注目を得ようとしているので、別の行動で「注目を得る」という同じ結果を得られるような設定をする。周囲の児童からの評価がプラスとなるような得意なことを通して課題に取り組む、達成感を積み重ねていく。

### <現在の姿とアプローチ>

<b>【興味関心】</b> ・ジグソーパズル カードゲーム ・ドッチボールなどの運動	①まずは、活動（学習）内容を興味のもてるものにすることが先決である。その上で、時間中は立ち歩かないなどの適切な行動を育んでいく必要がある。刺激の少ない環境が不可欠である。
<b>【スケジュール】</b> ・教室で15分間以上、着席できないことが多い。	②「指導者にかかわってほしい、認めてほしい」という思いから、気になる行動をとっている可能性が高い。望ましい行動をとったときに、言葉がけによって「ほめる、認める」ということだけでも十分な効果が期待できる。興味、関心をもっていることがいくつかあるので、行動への手がかりとして用いていく。
<b>【指示理解】</b> ・「きちんとしなさい」「迷惑をかけないように」などのあいまいな指示では、具体的な行動レベルでの理解が十分できない。	③活動（学習）での集中力の持続時間は、約15分程度と思われるので、本人の興味を引くような活動を用意するか、気を紛らわせられる活動を用意することが有効である。
<b>【学習理解】</b> ・ドリルでの計算問題は得意である。書くことはぎこちない。ひらがなはゆっくりと書くことができる。 ・運動は好き、意欲的に取り組む。	
<b>【人とのかかわり】</b> ・したいことがあると、友達を押しつけて自分がしようとする。	